

第36回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成29年6月26日(月)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (8人)

会 長 9番 知念 一義

委 員 1番 太田 守隆
2番 渡久地 真吾
3番 高良 久

5番 大城 清一
6番 仲田 英夫
7番 我那覇 隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第180号 農地法第3条の取消し願いについて

議案第181号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第182号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第183号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第184号 非農地証明願いについて

議案第185号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

6、農業委員会事務局

事務局長 伊野波 盛二

農政班長 大 濱 兼 愛

7、会議の概要

議長

ただ今から第36回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 全員、出席しております。

議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

議長 会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。
(異議なし)

議長 異議がございませんので議事録署名員は7番委員と1番委員にお願いします。
書記は事務局職員にお願いします。

議長 会議についてお諮りします。
本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 議案に入ります。

議長 議案第180号 農地法第3条の取消し願いについて
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第180号 農地法第3条の取消し願いについて
上記のことについて、別紙のとおり取消し願いが提出されたので、
農業委員会の承認を求めます。

1ページ目をお開き下さい。3条の取消し願いは1件です。
番号1番 新里594 地目 畑 面積318㎡
譲受人:本部町在住T氏
譲渡人:アメリカ合衆国在住T氏
取消し理由:当事者間で贈与契約の成立が見られなかったため。
添付資料説明
所有権移転の申請で2筆申請しているのですが、今回の取消しはそのうちの
1筆となっています。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 では、議案第180号について提案通り可決してよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことですので、議案第180号は可決致します。

議長 次に進みます。

議長 議案第181号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第181号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の規定による
許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。
番号1番 瀬底3342 登記簿現況共に、畑 面積176㎡
譲渡人:本部町在住O氏
譲受人:本部町在住O氏
贈与による所有権移転

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問はありませんか。

議長 ないようですので、進めても宜しいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、進めます。
議案第181号は提案通り可決決定してよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第181号は可決いたします。
次に進みます。

議長 議案第182号 農地法第4条の規定による許可申請について議案といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第182号 農地法第4条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第4条の規定による
許可及び同法施行令第2条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。
番号1番 伊豆味2899-3 登記現況共に、畑 面積64㎡
申請人:本部町在住I氏
転用目的:墓
転用理由:自己の土地を利用して、墓地の建設をしたいため。
添付資料説明

番号2番 崎本部2785-1 登記現況共に、畑 面積335㎡
申請人:本部町在住G氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:借家住まいなので自己住宅を建設したい。
添付資料説明

番号3番 新里678 登記現況共に、畑 面積1534㎡のうち576.13㎡
申請人:本部町在住T氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:借家住まいなので自己住宅を建設したい。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。審議の前に補足説明がありましたらお願いします。

議長 他に質問はありませんか。

ないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第182号は提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第182号は可決いたします。

次に進みます。

議長 議案第183号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第183号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので農地法第5条の規定による許可及び同法施行令第15条の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。
番号1番 瀬底3301-2 登記 畑 面積661m²
譲渡人:本部町在住M氏
譲受人:大阪府にある企業M
転用目的:別荘
転用理由:瀬底に住宅を建設し、別荘としたい。
添付資料説明

番号2番 崎本部2784-3 登記 畑 面積215m²
譲渡人:本部町在住G氏
譲受人:本部町在住G氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:借家住まいなので自己住宅を建設したい。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明がありましたら、お願いします。

8番委員 議案第183号 農地法第5条の規定による許可申請について
まず、番号1番について、瀬底3301-2のこの土地は、
航空写真を見るとビニールハウスがあるのですがもう撤去されています。
それと今の所農振地に入っていますが7月の頭には外れるとの事です。

次に番号2番の崎本部2785-1は、
航空写真で見たままの状態
これといって不備はありませんでした

議案第183号についての補足説明は以上です。

議長 議案第101号の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。
何か質問がありましたらお願いします。

番号1番の瀬底3301-2についてなのですが、こちら水道が通ってないのですが
住宅としては許可できるのでしょうか。

議長

他に質問はありませんか。

ないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第183号は提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第183号は可決いたします。

次に進みます。

議長

議案第184号 非農地証明願いについて
議案と致します。

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第184号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願いが提出されておりますので、
農地法第2条の規定に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、
可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 願出人:浦添市にある企業R
申請農地:山里953 登記 畑 面積1963㎡
申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が繁茂し畑として
利用することが困難であるため。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号1番 願出人:宜野湾市在住O氏
申請農地:瀬底3792 登記 畑 面積720㎡
申請要旨:長い間放置していたため、雑草・雑木が繁茂し畑として
利用することが困難であるため。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。補足説明がありましたら、お願いします。

議長 補足が終わりました。質問がありましたらお願いします。
(異議なしの声あり)

議長 質問がないようですので、議案第184号は提案通り認めてよろしいですか。
(異議なしの声あり)
異議なしとの事なので、議案第184号は可決致します。
次に進みます。

議長 議案第185号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案と致します。
事務局より説明をお願いします。

事務局 議長よりご指名がありましたので、説明致します。
議案第185号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を求めます。
それでは1ページ目をお開きください。今回の申請件数は6件です。
番号1番 備瀬1460-2 登記現況共に、畑 面積1675㎡
利用権を設定する者:本部町在住H氏
利用権設定を受ける者:本部町在住A氏
利用目的:畑、5年間の賃貸借
添付資料説明。
番号2番 備瀬 登記現況共に、畑 面積870㎡
利用権を設定する者:本部町在住M氏
利用権設定を受ける者:本部町在住A氏
利用目的:畑、5年間の賃貸借
添付資料説明。
番号3番 備瀬1460-1 登記現況共に、畑 面積1072㎡
利用権を設定する者:名護市在住M氏
利用権設定を受ける者:本部町在住A氏
利用目的:畑、5年間の賃貸借
添付資料説明。
番号4番 北里374 登記現況共に、畑 面積2163㎡
利用権を設定する者:本部町在住K氏
利用権設定を受ける者:本部町在住I氏
利用目的:畑、5年間の賃貸借
添付資料説明。
相続人過半同意の申請になってます。
番号5番 伊野波354-n2 登記現況共に、畑 面積2400㎡
利用権を設定する者:本部町在住T氏
利用権設定を受ける者:本部町在住M氏
利用目的:畑、3年間の使用貸借
添付資料説明。
番号6番 野原504-1 登記現況共に、畑 面積592㎡
野原504-3 登記現況共に、畑 面積173㎡
野原511 登記現況共に、畑 面積263㎡
利用権を設定する者:浦添市在住U氏

利用権設定を受ける者:本部町在住T氏
利用目的:畑、5年間の賃貸借
添付資料説明。
相続人過半同意の申請になってます。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。何か質問がありましたらお願いします。

番号5番が、前に申請してから3年間畑として使われてる様子がなかった為
今回は保留にしたいと思います。

議長 今の説明のとおり番号5番は保留にして、番号1、2、3、4、6番は可決と言う事で
よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第185号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
は番号5番を除いて可決でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第185号は可決いたします。

本日の総会はこちらをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

7番 我那覇 隆

1番 太田 守隆

本部町農業委員会会長

会長 知念 一義